

# 大分県水泳連盟規約

## 第1章 総 則

(名称)

第1条 この連盟は大分県水泳連盟（以下本連盟という）と称する。

(目的)

第2条 本連盟は大分県における水泳競技を統轄し、かつこれを代表する団体であって水泳競技の健全な普及、発達を図ることを目的とする。

(事業)

第3条 本連盟は第2条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 県内各郡市の加盟団体の強化発展と相互の連絡融和を図る。
- (2) 水泳競技大会を開催するとともに、その技術を指導する。
- (3) 水泳及び水泳競技に関する強化練習、指導者育成、講習会を実施する。
- (4) プールの公認申請、役員・選手の登録に関する業務を行う。
- (5) 日本水泳連盟並びに九州水泳連盟に大分県を代表して加盟する。
- (6) 大分県体育協会に対し、大分県の水泳を代表して加盟する。
- (7) 水泳及び水泳競技の功労者を表彰する。
- (8) その他本連盟の目的に適合する一切の事業を行う。

(事業所)

第4条 本連盟は事業所を会長在住地に置く。ただし、必要あらば他に事業所を置くことができる。

(組織)

第5条 本連盟は県内各郡市を代表する水泳団体及び登録団体をもって組織する。

## 第2章 役 員

(役員)

第6条 本連盟に次の役員を置く。

常 任 顧 問	若干名
会 長	1名
副 会 長	若干名
理 事 長	1名
副 理 事 長	1名
常 務 理 事	若干名
理 事	若干名
事 務 局 長	1名
事 務 局 次 長	1名
監 事	2名

(役員を選出)

- 第7条
- (1) 会長、副会長、理事長、副理事長は総会でこれを推挙する。
  - (2) 理事は各郡市1名・実業団2名・高体連2名・中体連2名・小学校2名・スイミングクラブ若干名・水球1名・シンクロ1名・飛込1名・日本泳法1名を選出する。また、本連盟の各委員会の委員長は理事となる。  
なお学識経験者より会長が理事を委嘱することができる。
  - (3) 常務理事は各委員会の委員長及び理事より会長が指名する。
  - (4) 事務局長及び事務局次長は会長が指名する。
  - (5) 監事は総会の決議により会長が委嘱する。
  - (6) 常任顧問は総会の決議により会長が委嘱する。
  - (7) 本連盟に名誉会長を置くことができる。

(役員の仕事)

- 第8条 (1) 会長は本連盟を代表し会務を統轄する。  
(2) 副会長は会長を補佐し、会長に職務遂行上、困難が生じた場合、その職務を代行する。  
(3) 理事長は総会の決議にもとづき会務を執行する。  
会長、副会長に職務遂行上、困難が生じた場合、その職務を代行する。  
理事長は大分県体育協会の水泳部長となる。  
(4) 副理事長は理事長を補佐し、理事長に職務遂行上、困難が生じた場合、その職務を代行する。  
(5) 常務理事は常務理事会を組織し、総会に提案する事項を審議する。  
(6) 理事は総会に出席し、第10条に規定する事項を審議する。  
(7) 事務局長は会計を処理する。  
(8) 事務局次長は事務局長を補佐し、事務局長に職務遂行上、困難が生じた場合、その職務を代行する。  
(9) 監事は会計を監査する。  
(10) 常任顧問は競技会と総会に参加して意見を述べることができる。

(役員の仕事・在任年齢)

- 第9条 (1) 役員の仕事は2年とする。役員の仕事は妨げない。補充または増員による役員の仕事は前任者又は現任者の残任期間とする。  
(2) 名誉会長、常任顧問を除く役員は選任時において、その年齢が満70歳未満でなければならない。  
(3) 在任期間中において、その年齢が満70歳を迎えた者は、その在任期間は役員として在任するものとする。

### 第3章 会 議

(総会)

- 第10条 (1) 総会は、会長、副会長、理事長、副理事長、理事、事務局長、事務局次長、監事をもって組織し、次の事項を審議する。  
(イ) 事業計画  
(ロ) 役員の仕事  
(ハ) 規約の改正  
(ニ) 予算および決算  
(ホ) その他の重要事項  
(2) 定期総会は毎年4月(決算・予算、年間事業計画審議総会)、1月(事業審議総会)に開催する。なお、会長がその必要を認めるとき、または役員の仕事の3分の1以上の者から要求されたとき臨時総会を開かねばならない。  
(3) 総会は会長が招集し、その議長となる。  
(4) 総会は会長、副会長、理事長、副理事長、常務理事、理事、事務局長、事務局次長、監事の2分の1(委任状を含む)以上の出席によって成立する。  
総会の議事は出席者(委任状を含む)の過半数で決定する。可否同数の時は議長がこれを定める。

(常務理事会)

- 第11条 (1) 常務理事会は会長、副会長、理事長、副理事長、常務理事、事務局長、事務局次長をもって組織する。  
(2) 常務理事会は必要に応じ会長が招集し、その議長となる。  
(3) 常務理事会の議事は出席常務理事の多数によって決定する。

(専決処分)

- 第12条 会長は第10条に規定する事項について緊急を要するために招集するいとまがない場合これを専決することができる。なお専決したときは、次の総会に報告し承認を受けなければならない。

## 第4章 委員会

(委員会)

- 第13条 (1) 本連盟は事業遂行のため、次の委員会を設置する。
- (イ) 競技別委員会 (競泳・水球・シンクロ・飛込)
  - (ロ) 普及委員会
  - (ハ) 競技委員会
- (2) 委員会の設置および廃止は常務理事会で審議決定する。
- (3) 各委員会はそれぞれ専門の事項を審議し総会または常務理事会より委任を受けた事項を処理する。
- (4) 各委員会の規程は別途定める。

## 第5章 会計

(経費)

- 第14条 (1) 本連盟の経費は、次に掲げるものをもって支弁する。
- (イ) 登録料
  - (ロ) 加盟団体の負担金
  - (ハ) 役員負担金
  - (ニ) 事業に伴う収入
  - (ホ) 大分県体育協会より支出される事業費
  - (ヘ) 寄付金および補助金
  - (ト) その他の収入
- (2) 負担金は毎年3月末日までに本連盟の事務局長あて納付することを必要とする。負担金は総会で決定する。

(会計年度)

第15条 本連盟の会計年度は毎月4月1日に始まり3月31日に終わる。

(予算・決算)

第16条 本連盟の予算および決算は総会に報告しその承認を受けることを必要とする。

(借入金)

第17条 借入金をするときは常務理事会の決議を必要とする。

(監査)

第18条 監事は監査の結果を会長および理事長に報告しなければならない。

## 第6章 付則

- 第19条 本規約は昭和56年4月1日から施行する。
- 本規約は平成13年4月1日一部規約改正し施行する。
- 本規約は平成18年4月1日一部規約改正し施行する。
- 本規約は平成19年4月1日一部規約改正し施行する。
- 本規約は平成27年4月1日一部規約改正し施行する。
- 本規約は平成28年4月1日一部規約改正し施行する。

# 大分県水泳連盟競技別委員会規程

(設置)

第1条 本連盟規約第13条に基づきこの競技別委員会(競泳・水球・シンクロ・飛込)(以下「委員会」)を設ける。

(目的)

第2条 この委員会は競技の全ての事項を円滑に処理することを目的とする。

(組織)

第3条 この委員会は次の委員をもって組織する。

- (1) 本連盟役員より選出された委員若干名。
- (2) 常務理事会において選出された委員若干名。

(役員)

第4条 この競技別委員会に次の役員を置く。

- (1) 競技別委員長 各1名 (競泳、水球、シンクロ、飛込)
- (2) 競技別競技運営部長 各1名 (競泳、水球、シンクロ、飛込)
- (3) 競技別選手強化部長 各1名 (競泳、水球、シンクロ、飛込)
- (4) 競技別委員 各若干名 (競泳、水球、シンクロ、飛込)

第5条 委員長は本連盟役員の中から会長が指名し委嘱する。

第6条 委員長は委員を代表し会務を総括し、会議の議長となる。

第7条 委員長に職務遂行上困難が生じた場合は、運営部長または強化部長が職務を代行する。

(任期)

第8条 委員の任期は2年とする。役員の再任は妨げない。

(事業)

第9条 この委員会は第2条の目的を達成するため次の事項を審議・執行する。

- (1) 競技力向上と選手強化施策に関すること。
- (2) 競技の普及及び指導者養成に関すること
- (3) 競技会運営及び競技役員、審判員の指導、養成に関すること。
- (4) その他この委員会の目的を達成するための必要事項。

(会議)

第10条 会議は必要に応じて委員長が招集する。

(手続き)

第11条 (1) 委員長は計画書、予算書、決算書、報告書を作成し、常務理事会に提出する。

(2) 精算については、事務局長または理事長が行う。

第12条 本規程に定めるもののほか、この委員会の運営に必要な事項は常務理事会に諮り委員長が定める。

(付則)

第13条 本規程は平成13年4月1日より施行する。  
平成18年4月1日一部規程改正し施行する。  
平成19年4月1日一部規程改正し施行する。

# 大分県水泳連盟普及委員会規程

## (設置)

第1条 本連盟規約第13条に基づきこの普及委員会（以下「委員会」）を設ける。

## (目的)

第2条 この委員会は本県水泳の普及・発展についての全ての事項を円滑に処理することを目的とする。

## (組織)

第3条 この委員会は次の委員をもって組織する。

- (1) 本連盟役員より選出された委員若干名。
- (2) 常務理事会において選出された委員若干名。

## (役員)

第4条 この委員会に次の役員を置く。

委員長 1名  
委員 若干名

第5条 委員長は本連盟役員の中から会長が指名し委嘱する。

第6条 委員長は委員を代表し会務を総括し、会議の議長となる。

## (任期)

第7条 委員の任期は2年とする。役員の再任は妨げない。

## (事業)

第8条 この委員会は第2条の目的を達成するために次の事項を審議・執行する。

- (1) 指導者講習会・研修会の企画・運営に関すること。
- (2) 指導員の普及、養成、検定に関すること。
- (3) その他この委員会の目的を達成するための必要事項。

## (会議)

第9条 会議は必要に応じて委員長が招集する。

## (手続き)

第10条 (1) 委員長は計画書、予算書、決算書、報告書を作成し、常務理事会に提出する。

(2) 精算については、事務局長または理事長が行う。

第11条 本規程に定めるもののほか、この委員会の運営に必要な事項は常務理事会に諮り委員長が定める。

## (付則)

第12条 本規程は平成13年4月1日より施行する。

平成18年4月1日一部規程改正し施行する。

平成19年4月1日一部規程改正し施行する。

# 大分県水泳連盟競技委員会規程

(設置)

第1条 本連盟規約第13条に基づきこの競技委員会（以下「委員会」）を設ける。

(目的)

第2条 この委員会は本連盟の競技に関する専門事項を審議・所管し、円滑に処理することを目的とする。

(組織)

第3条 この委員会は次の委員をもって組織する。

- (1) 本連盟役員より選出された委員若干名。
- (2) 常務理事会において選出された委員若干名。

(役員)

第4条 この委員会に次の役員を置く。

委員長 1名  
委員 若干名

第5条 委員長は本連盟役員の中から会長が指名し委嘱する。

第6条 委員長は委員を代表し会務を総括し、会議の議長となる。

(任期)

第7条 委員の任期は2年とする。役員の再任は妨げない。

(事業)

第8条 この委員会は第2条の目的を達成するために次の事項を審議・執行する。

- (1) 各種主要競技会要項の作成及び運営に関すること。
- (2) 競技役員の指導・育成に関すること。
- (3) その他この委員会の目的を達成するための必要事項。

(会議)

第9条 会議は必要に応じて委員長が招集する。

(手続き)

第10条 (1) 委員長は計画書、予算書、決算書、報告書を作成し、常務理事会に提出する。

(2) 精算については、事務局長または理事長が行う。

第11条 本規程に定めるもののほか、この委員会の運営に必要な事項は常務理事会に諮り委員長が定める。

(付則)

第12条 本規程は平成18年4月1日より施行する。  
平成19年4月1日一部規程改正し施行する。

# 大分県水泳連盟表彰規定

## 【目的】

第1条 この規定は、大分県水泳の普及・発展向上のために著しく活躍した者の表彰について定めるものである。

## 【表彰】

- 第2条
- 表彰は個人及び団体・クラブ表彰とする。
  - 個人表彰は競技者賞・指導者賞・及び功労者賞とし、次の各号に該当する者に授与する。
    - 競技者賞
      - 最優秀選手賞 (イ) 日本記録(小学・中学・高校を含む)更新  
(ロ) 国際大会に日本を代表して出場  
(ハ) 全国大会8位入賞
      - 優秀選手賞 (イ) 大分県記録(小学・中学・高校を含む)を更新  
(ロ) 水球・シンクロ・飛込は上記に準じ、別途協議
      - 奨励賞 (イ) 九州大会3位入賞
    - 指導者賞
      - (イ) 全国大会で(団体6位・個人8位以内)を育てた者
      - (ロ) 国際大会に代表として出場した選手を育てた者
      - (ハ) ボランティアとして地域の水泳教室や水泳クラブの育成に特に功績が認められた者
    - 功労者賞
      - (イ) 本連盟の役員として、組織あるいは競技会運営に特に功績が顕著であると認められた者
  - 団体・クラブ表彰は、次の各号に該当する団体・クラブに授与する。
    - 九州大会1位、全国大会6位入賞
    - 水泳の発展向上にその功績が顕著であると認められた団体・クラブ

## 【表彰の方法および時期】

- 第3条
- 表彰は大分県水泳連盟会長が表彰状を授与して行い、副賞を添えるものとする。ただし、奨励賞は表彰状のみを授与とする。
  - 適用期間は4月1日より3月31日とする。ただし、申請については別途期日をもうける。

## 【表彰者の推薦及び審査】

- 第4条
- 第2条第2項及び第3項に該当し、表彰に値すると認められた場合は申請書により会長へ推薦する。
  - 審査は常務理事会の決定とする。

## 【補足】

- 第5条
- この規定に定めるもののほか、必要な事項がある場合は他に定める。

## 付則

この規定は、平成15年4月1日から施行する。

# 大分県水泳連盟 特別奨励費規定

## 【目的】

- 第1条 1 選手・コーチ・保護者が意欲的に水泳に関われるように支援する。  
2 県水連独自の予算で運用し、一過性のものでなく継続して支援する。

## 【対象】

- 第2条 1 大分県代表選手として、国体参加資格を有する個人及び団体・クラブとする。  
2 個人および所属団体に対し、ナショナル・インターナショナル奨励費・全国大会入賞奨励費を、次の各号に該当する者に授与する。
- (1) ナショナル・インターナショナル奨励費  
奨励費 1名につき10万円
- 競泳 ナショナル・インターナショナル標準記録突破者・コーチ  
※コーチは2年連続で突破したものに限る。
- 水球 ナショナル・ユース代表候補選抜選手・コーチ  
※ コーチは1年以上指導した場合に限る
- シンクロナイズド ナショナル・ジュニアナショナル・ジュニア強化プロジェクト選抜選手・コーチ  
※ コーチは1年以上指導した場合に限る
- 飛込 ナショナル・ジュニア強化選手・ナショナルジュニアチーム選抜選手・コーチ  
※ コーチは1年以上指導した場合に限る
- (2) 全国大会入賞奨励費  
(対象大会) 日本選手権・日本短水路選手権・国民体育大会・日本学生選手権・日本高校選手権・全国中学・全国JOC夏季春季・シンクロチャレンジカップ
- (個人) ①1位5万円・②2位4万円・③3位3万円・④4～8位1万円  
(所属) ※競泳・シンクロ・飛込に該当  
※重複した場合は(1)の項目を優先  
※所属が重複する場合は主登録を優先する  
※リレー種目については該当しない  
※1所属より複数の対象がでた場合、上限を10万円とする
- (団体) ①1位20万円・②2位15万円・③3位10万円・  
④4位5万円・⑤5～8位3万円  
※水球・シンクロ(チーム)に該当する  
※個人には支給せずチームに支給する

## 【期間】

- 第3条 1 適用期間は4月1日より3月31日とする。  
支給は年度1回とする。

## 【審査】

- 第4条 1 該当者審査は常務理事会の決定とする。

## 【補足】

- 第5条 1 この規定に定めるもののほか、必要な事項がある場合は常務理事会で審議決定する。

## 付則

この規定は、平成16年4月1日から施行する。



# 規約改訂点 H26. 10. 26

旧	新																																								
<p>第2章 役員            (役員) 第6条            本連盟に次の役員を置く。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 150px;">顧問</td> <td style="text-align: right;">若干名</td> </tr> <tr> <td>会長</td> <td style="text-align: right;">1名</td> </tr> <tr> <td>副会長</td> <td style="text-align: right;">若干名</td> </tr> <tr> <td>理事長</td> <td style="text-align: right;">1名</td> </tr> <tr> <td>副理事長</td> <td style="text-align: right;">1名</td> </tr> <tr> <td>常務理事</td> <td style="text-align: right;">若干名</td> </tr> <tr> <td>理事</td> <td style="text-align: right;">若干名</td> </tr> <tr> <td>事務局長</td> <td style="text-align: right;">1名</td> </tr> <tr> <td>事務局次長</td> <td style="text-align: right;">1名</td> </tr> <tr> <td>監事</td> <td style="text-align: right;">2名</td> </tr> </table> <p>(役員を選出) 第7条            (6) <u>顧問</u>は理事会の決議により…。</p> <p>(役員の仕事) 第8条            (10) 顧問は本連盟の最高諮問機関である。</p> <p>(役員の任期) 第9条            役員の任期は2年とする。役員の再任は…。</p>	顧問	若干名	会長	1名	副会長	若干名	理事長	1名	副理事長	1名	常務理事	若干名	理事	若干名	事務局長	1名	事務局次長	1名	監事	2名	<p><b>【変更】</b>            本連盟に次の役員を置く。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 150px;">常任顧問</td> <td style="text-align: right;">若干名</td> </tr> <tr> <td>会長</td> <td style="text-align: right;">1名</td> </tr> <tr> <td>副会長</td> <td style="text-align: right;">若干名</td> </tr> <tr> <td>理事長</td> <td style="text-align: right;">1名</td> </tr> <tr> <td>副理事長</td> <td style="text-align: right;">1名</td> </tr> <tr> <td>常務理事</td> <td style="text-align: right;">若干名</td> </tr> <tr> <td>理事</td> <td style="text-align: right;">若干名</td> </tr> <tr> <td>事務局長</td> <td style="text-align: right;">1名</td> </tr> <tr> <td>事務局次長</td> <td style="text-align: right;">1名</td> </tr> <tr> <td>監事</td> <td style="text-align: right;">2名</td> </tr> </table> <p><b>【変更】</b>            (6) <u>常任顧問</u>は理事会の決議により…。</p> <p><b>【変更】</b>            (10) <u>常任顧問は競技会と理事会に参加して意見を述べることができる。</u></p> <p><b>【変更・追加】</b>            (役員の仕事・在任年齢)            (1) 役員の任期は2年とする。役員の再任は…。            (2) <u>名誉会長、常任顧問、理事を除く役員は選任時において、その年齢が70歳未満でなければならない。</u>            (3) <u>在任期間中において、その年齢が満70歳を迎えた者は、その在任期間は役員として在任するものとする。</u></p>	常任顧問	若干名	会長	1名	副会長	若干名	理事長	1名	副理事長	1名	常務理事	若干名	理事	若干名	事務局長	1名	事務局次長	1名	監事	2名
顧問	若干名																																								
会長	1名																																								
副会長	若干名																																								
理事長	1名																																								
副理事長	1名																																								
常務理事	若干名																																								
理事	若干名																																								
事務局長	1名																																								
事務局次長	1名																																								
監事	2名																																								
常任顧問	若干名																																								
会長	1名																																								
副会長	若干名																																								
理事長	1名																																								
副理事長	1名																																								
常務理事	若干名																																								
理事	若干名																																								
事務局長	1名																																								
事務局次長	1名																																								
監事	2名																																								

# 規約改訂点 H27. 1. 10

旧	新
<p>第1章 総則            (事業所) 第4条            本連盟は事業所を会長在住地に<u>置き</u>、必要            あれば…。</p> <p>第2章 役員            (役員を選出) 第7条            (1) 会長、副会長、理事長、副理事長は  <u>理事会</u>で…。            (2) 理事は…。<u>なお本連盟の…。</u>  <u>また、学識経験者より…。</u>            (5) 監事は<u>理事会</u>の決議により…。            (6) 常任顧問は<u>理事会</u>の決議により…。</p> <p>(役員の仕事) 第8条            (3) 理事長は<u>理事会</u>の決議に…。            (5) <u>理事は理事会を組織し、…。</u>            (6) 常務理事は<u>常務理事会を組織し、理事</u>  <u>会より委任を受けた事項を審議する。</u></p> <p>第2章 会議            (理事会) 第10条            (1) <u>理事会</u>は会長、…副理事長および理事            …。            (2) 定期<u>理事会</u>は毎年4月・8月・1月に            開催する。なお、会長が…、または<u>理</u>  <u>事の…臨時理事会</u>を開かねばならない。</p> <p>(3) <u>理事会</u>は会長が招集し、…。            (4) <u>理事会</u>は<u>理事の2分の1…。</u>  <u>理事会の議事は出席理事の…。</u></p> <p>(専決処分) 第12条            会長は第10条に規定する…。なお専決したと            きは、次の<u>理事会</u>に…。</p> <p>第4章 委員会            (3) 各委員会は…<u>理事会</u>…処理する。</p>	<p>【変更・追加】            本連盟は事業所を会長在住地に<u>置く</u>。<u>た</u>  <u>だし、必要あれば…。</u></p> <p>【変更】            (1) 会長、副会長、理事長、副理事長は  <u>総会</u>で…。            (2) 理事は…。<u>また、本連盟の…。</u>  <u>なお学識経験者より…。</u>            (5) 監事は<u>総会</u>の決議により…。            (6) 常任顧問は<u>総会</u>の決議により…。</p> <p>【変更・追加】            (3) 理事長は<u>総会</u>の決議に…。            (6) <u>理事は総会に出席し、…。</u>            (5) <u>常務理事は常務理事会を組織し、総会</u>  <u>に提案する事項を審議する。</u></p> <p>【変更・追加・削除】            (総会) 第10条            (1) <u>総会</u>は会長、…副理事長、理事…。            (2) 定期<u>総会</u>は毎年4月 (<u>決算・予算、年</u>  <u>間事業計画審議総会</u>)、8月 (<u>事業審</u>  <u>議総会</u>)、1月 (<u>事業審議総会</u>) に開            催する。なお、会長が…、または<u>役</u>  <u>員の…要求されたとき臨時総会</u>を開            かねばならない。            (3) <u>総会</u>は会長が招集し、…。            (4) <u>総会</u>は<u>会長、副会長、理事長、副理事</u>  <u>長、理事、事務局長、事務局次長、監</u>  <u>事の2分の1…。</u>  <u>総会の議事は出席者(委任状を含む)</u>  <u>の…。</u></p> <p>【変更】            会長は第10条に規定する…。なお専決したと            きは、次の<u>総会</u>に…。</p> <p>【変更】            (3) 各委員会は…<u>総会</u>…処理する。</p>

第5章 会計

(経費) 第14条

(2) 負担金は…。負担金は理事会で…。

(予算・決算) 第16条

本連盟の予算および決算は理事会に…。

**【変更】**

(経費) 第14条

(2) 負担金は…。負担金は総会で…。

**【変更】**

本連盟の予算および決算は総会に…。

# 規約改訂点 H27. 4. 19

旧	新
<p>第2章 役員            (役員を選出) 第7条            (2) 理事は各郡市1名…日本泳法1名を選出する。<u>また、本連盟の各委員会の委員長は理事となる。</u>                なお学識経験者より会長が<u>理事</u>を委嘱することができる。            (3) 常務理事は…。</p> <p>(役員の仕事) 第8条            (5) 常務理事は…、総会に提案する事項を審議する。</p> <p>(10) 常任顧問は競技会と総会に…。</p> <p>第3章 会議            (総会) 第10条            (1) 総会は、会長、副会長、理事長、副理事長、理事…審議する。</p> <p>(4) 総会は2分の1…成立する。</p> <p>第5章 会計            (経費) 第14条            (2) 負担金は毎年3月末日までに…必要とする。<u>負担金</u>は総会で決定する。</p> <p>(会計年度) 第15条            本連盟の会計年度は<u>毎月</u>4月1日に始まり3月31日に終わる。</p>	<p>【変更・追加・削除】            (2) 常務理事は…。            (3) <u>理事は各郡市1名…日本泳法1名・障がい者団体1名を選出できる。</u>                なお学識経験者より会長が委嘱することができる。</p> <p>【追加・変更】            (5) 常務理事は…、総会に提案する事項<u>並びに、総会より提案および委任を受けた事項</u>を審議する。</p> <p>(10) 常任顧問は競技会<u>および</u>総会に…。</p> <p>【追加】            (1) 総会は、会長、副会長、理事長、副理事長、<u>常務理事</u>、理事…審議する。</p> <p>(4) 総会は、<u>会長、副会長、理事長、副理事長、常務理事、理事、事務局次長、監事</u>の2分の1…成立する。</p> <p>【追加・変更】            (2) <u>役員</u>の負担金(名誉会長、常任顧問、<u>監事は除く</u>)は毎年3月末日までに…必要とする。<u>負担金額</u>は総会で決定する。</p> <p>【追加・変更】            本連盟の会計年度は<u>毎年</u>4月1日に始まり<u>翌年</u>3月31日に終わる。</p>

# 規約改訂点 H28. 1. 9

旧	新
<p>第3章 会議 (総会) 第10条 (2) 定期総会は毎年4月(決算・予算、年間事業計画審議総会)、<u>8月(事業審議総会)</u>、1月(事業審議総会)を開催する。</p>	<p><b>【変更・削除】</b> (2) 定期総会は毎年4月(決算・予算、年間事業計画審議総会)、1月(事業審議総会)を開催する。</p>

